

## 久々の料理



1か月に1度は料理を担当すると妻と約束しておきながら、外食に逃げたり、話をはぐらかしたりして、しばらく手料理を作っていませんでした。

週末の朝食を担当することでお茶を濁したりしていましたが、この前、ついに夕飯時に手料理を振る舞いました。

作ったのはハンバーグです。子どもが食べることができて、親も同じものを食べることができて…等と条件をつけると、候補が極端に少なくなってしまう。妻が日頃から「メニューを考えるのがめんどくさいんだよ」と嘆いていましたが、それを実感させられました。

子どもも妻も「おいしい」と言ってくれたので、今後も料理道に励みたいと思います。

土井善晴先生ありがとう。

## 法廷のドア

法廷の出入口には関係者用のドアと傍聴人用のドアがありますが、関係者用のドアは施錠されていることがほとんどです。事件の関係者（本人や代理人）であっても傍聴人用のドアから出入りすることになります。

もう関係者用のドアは必要ないのではないと思うくらい使いません。もしかしたらドアの形をしたオブジェなのかもしれません。

## 成人年齢の引き下げ

これまでは20歳で成人となりましたが、今年（令和4年4月）からは18歳で成人となります。

未成年者のときは物事の判断能力が十分ではないということで、未成年者の行った法律行為については、親が取り消すことができます。この「物事の判断能力」が十分であるかどうかの基準が20歳から18歳に下げられました。18歳にもなれば十分に判断能力があるだろうということです。

ところで、離婚事件では、未成年の子どもがいる場合には養育費が問題となり、その支払終期は原則として成人までです。これまで20歳までだったものが今回の法改正により18歳までに短縮されてしまうのかというところではありません。業界的には、子どもが独り立ちするまでのことを考えると18歳では足りないよねということで、これまでどおり20歳までにしようという動きです。

## 取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

## 弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設